

環 境 宣 言



基 本 理 念

兵庫県弁護士会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、持続可能な社会を目指して、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。

方 針

兵庫県弁護士会は、人権擁護活動、法律相談業務、研修業務、市民向け窓口業務等の事業活動の環境負荷を低減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 本会の活動に係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応などを含みます。
2. 本会の活動に係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 本会の活動に係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 電力使用量の削減
 - (2) 事務用紙使用量の削減
 - (3) 啓発活動
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全職員及び会員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。
5. 地域の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2017年(平成29年)3月1日

改定日 2024年(令和6年)4月1日

兵庫県弁護士会
会長 中 川 勘 太

